

学会賞推薦委員会規則

制定 2006年8月9日

1. 主旨

「学会賞に関する規程」に基づき、学会賞推薦委員会について次のように定める。

2. 目的

受賞候補対象者を学会賞選考委員会に推薦報告すること。

3. 委員

編集委員1名、幹事1名、評議員4名で構成し、各委員は会長の委嘱による。委員長は委員の互選で定める。委員の任期は2年とし、学会賞選考委員を兼ねることはできない。

4. 推薦手順

- (1) 学会誌上の公告により、学会員からの学会賞候補者推薦の申請を受ける。各学会賞に推薦しようとする一般会員は、学会誌上の公告に従い、様式1～4に示す推薦書を期限内に学会賞推薦委員会に提出申請する。
- (2) 日本農業教育学会功績賞および教育賞の推薦に当たり、各委員は、選考年度を含む過去10年間以内における功績および農業教育に関する指導あるいは啓発活動等について精査し、様式1あるいは3の推薦書に受賞候補対象者の順位を付して委員長に提出する。
- (3) 日本農業教育学会学術賞および奨励賞の推薦に当たり、各委員は選考年度を含む過去5年以内の本学会誌上に発表された研究論文およびこの期間内に刊行された著書について精査し、様式2あるいは4の推薦書に受賞候補対象者の順位を付して委員長に提出する。
- (4) 委員長は、(1)の一般会員からの推薦書ならびに(2)、(3)の各委員からの推薦書をまとめ、委員会合議の上、各賞2件以上の受賞候補対象者（推薦が1名の場合にはその者または団体）につき該当論文（著書）等の資料を添え、事務局を通して学会賞選考委員会に推薦報告する。

5. 選考基準

- (1) 受賞候補対象者の選考に当たっては学会賞選考委員会規則5の選考基準による。
- (2) 日本農業教育学会功績賞および日本農業教育学会奨励賞は原則として個人を対象とする。

6. 付則

- (1) 本規則は2006年8月9日から施行する。